平成２４年（フ）第２１６号
京都府宇治市小倉町南浦41番地の13
債務者　田村工務店こと　田村　秀一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目５番３号、前住所兵庫県宝塚市売布４丁目３番30―3108号
債務者　前田　　環
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３６７号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目５番３号、前住所兵庫県宝塚市売布４丁目３番30―3108号
債務者　前田　青也
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９０号
兵庫県宝塚市平井３丁目７番20号、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋１丁目13番７―307号
債務者　藪本　隆之
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１０２号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―414号
債務者　山田　勝年
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　賢史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４２６号
大阪市生野区小路１丁目７番２号　サンシャイン今里303号、前住所大阪市生野区巽東４丁目８番14号
債務者　徳若通商こと　川上　晴彦(旧姓徳若)
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４号
大阪市中央区本町橋８番３―402号
債務者　唐木　正雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　稔子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６１７号
福岡県糸島市前原駅南１丁目７番21号　203
債務者　寺﨑　里恵（旧姓八頭司）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１号
千葉県八街市文違301番地3924
債務者　宮本　和人
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９８号
北海道二海郡八雲町末広町214番地３
債務者　柳谷　絵理
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
三重県伊勢市中村町714番地１　つきみ荘104
債務者　川北江里子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
千葉県成田市橋賀台２丁目21番地１　２棟203号
債務者　石井　一彦
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７２号
千葉県四街道市物井809番地５　もねの里133街区１―３画地201号
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７５号
千葉県四街道市鹿渡847番地　すみれ台ハイツ201
債務者　内田　理恵
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８３号
千葉県佐倉市城343番地３　プレミールＢ棟104号室
債務者　濱嶋　一樹
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９号
千葉県君津市陽光台１丁目８番３号　202
債務者　小野寺清香（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３２号
千葉県袖ケ浦市神納２丁目15番地３　サンパストラル201
債務者　高橋象二郎
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部